

令和元年10月15日

お客さま 各位

甲府信用金庫

「台風19号被害に関する特別相談窓口」の設置について

このたびの台風19号による記録的な風雨により被害を受けられました皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

甲府信用金庫は、台風により直接的、または間接的に被害を受けられたお客さまからの資金需要等に関するご相談をお受けするために、各営業店に「台風19号被害に関する特別相談窓口」を設置いたしました。

中小企業、個人事業主の皆さま、ならびに個人のお客さまからのご相談を幅広く受け付けておりますので、何なりとご遠慮なくご相談ください。

記

1. 設置期間

令和元年10月15日（火）～令和元年12月30日（月）の平日

2. 受付時間帯

午前9時～午後3時まで

※ 上記の時間外でご相談を希望される場合は、事前に電話等でご予約ください。

3. 設置店舗

全店舗

4. ご相談内容

- 台風被害により経営に影響を受けている中小企業および個人事業主のお客さまからの資金繰り、新規融資等のご相談
- 台風被害により住宅関連設備、車庫、自家用車等に被害を受けられた個人のお客さまからの新規融資等のご相談
- その他

以上